別表十六(十一)の記載要領第11号中「「当期に損金算入すべき金額 ((3)×当期の月数/60) 又は(4) (5) 及び 」」を「「当期に益金算入すべき金額 ((7)×当期の月数/60) 又は(8) (9) 」」に、「「当 期 損 金 算 入 額 ((1)×当期の月数/60) 又は(2) (3) 及び 」」を「「当 期 益 金 算 入 額 ((5)×当期の月数/60) 又は(6) (7) 」」に改め、同号ロ及びハ中「平成29年４月１日以後に行われる」を削り、同第11号中「「当期に益金算入すべき金額 ((11)/(12)×減額対象従業者数) 又は個別計算による金額) (14) 及び 」」を「「適格分割又は適格現物出資により引継ぎをした退職給与負債調整勘定の金額 ((11)/(12)×引継者数) 又は個別計算による金額) (15) 」」に、「「当 期 益 金 算 入 額 ((9)/(10)×減額対象従業者数) 又は個別計算による金額) (12) 及び 」」を「「適格分割又は適格現物出資により引継ぎをした退職給与負債調整勘定の金額 ((9)/(10)×引継者数) 又は個別計算による金額) (13) 」」に改め、同第四号中「から「(3)」まで、「(7)」、「(11)」、「(12)」及び「(17)」を「、「(5)」、「(9)」、「(10)」、「(15)」及び「(21)」から「(34)」まで」に、「「期首資産調整勘定の金額 (4)」、「期首差額負債調整勘定の金額 (8)」、「期首退職給与負債調整勘定の金額 (13)」及び「期首短期重要負債調整勘定の金額 (18)」の各欄は、それぞれ「適格合併により引継ぎを受けた資産調整勘定の金額 (4)」、「適格合併により引継ぎを受けた差額負債調整勘定の金額 (8)」、「適格合併等又は適格組織再編成により引継ぎを受けた退職給与負債調整勘定の金額 (13)」及び「適格合併等により引継ぎを受けた短期重要負債調整勘定の金額 (18)」」を「「期首資産調整勘定の金額 (2)」、「期首差額負債調整勘定の金額 (6)」、「期首退職給与負債調整勘定の金額 (11)」及び「期首短期重要負債調整勘定の金額 (16)」の各欄は、それぞれ「適格合併により引継ぎを受けた資産調整勘定の金額 (2)」、「適格合併により引継ぎを受けた差額負債調整勘定の金額 (6)」、「適格合併等又は適格組織再編成により引継ぎを受けた退職給与負債調整勘定の金額 (11)」及び「適格合併等により引継ぎを受けた短期重要負債調整勘定の金額 (16)」」に改め、同号を同第五号とし、同第四号の次に次の一号を加える。

４　「その他未確定債務の額 (32)」の欄は、令第123条の10第15項第１号ロに掲げる金額がある場合に当該金額を記載すること。

別表十七(一)の記載要領第11号中「受取配当金」を「受取配当等」に改め、同第四号中「特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入」を「資産の評価損の損金不算入等」に改め、同第五号中「(被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入」を「(適格合併等による欠損金の引継ぎ等」に改め、同第六号ロ中「特定外国子会社等（租税特別措置法」を「外国関係会社（租税特別措置法第66条の６第２項第１号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社をいう。(1)において同じ。）又は特定外国子会社等（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成29年旧措置法」という。）」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社又は特定外国子会社等」に、「(同法)」を「(租税特別措置法」に、「係る同法」を「係る租税特別措置法第66条の６第１項に規定する課税対象金額、同条第６項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第８項に規定する金融子会社等部分課税対象金額又は平成29年旧措置法」に、「又は」を「若しくは」に改め、同号(2)中「特定外国法人（租税特別措置法」を「外国関係法人（租税特別措置法第66条の９の２第１項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人をいう。(2)において同じ。）又は特定外国法人（平成29年旧措置法」に、「当該特定外国法人」を「当該外国関係法人又は特定外国法人」に、「同項」を「租税特別措置法第66条の９の２第１項に規定する課税対象金額、同条第６項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第８項に規定する金融関係法人部分課税対象金額又は平成29年旧措置法第66条の９の２第１項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

別表十七(一の二)付表一の表中「特定子法人に係る課税対象金額等 (別表十七(三)「35」又は別表十七(三の二)「22」)」を「特定子法人に係る課税対象金額等 (別表十七(三)「35」、別表十七(三の二)「22」、別表十七(三の八)「28」、別表十七(三の九)「９」又は別表十七(三の十)「11」)」に改める。

別表十七(一の三)の表中「特定子法人事業年度に係る課税対象金額等 (別表十七(三)「35」又は別表十七(三の二)「22」)」を「特定子法人事業年度に係る課税対象金額等 (別表十七(三)「35」、別表十七(三の二)「22」、別表十七(三の八)「28」、別表十七(三の九)「９」又は別表十七(三の十)「11」)」に改める。

別表十七(三)の表中「措法第66条の６第３項又は第68条の90第３項の適用の有無」を「平成29年旧措置法第66条の６第３項又は第68条の90第３項の適用の有無」に、「措法第66条の６第１項又は第68条の90第１項の適用を受ける課税対象金額又は個別課税対象金額」を「平成29年旧措置法第66条の６第１項又は第68条の90第１項の適用を受ける課税対象金額又は個別課税対象金額」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成29年旧措置法」という。）」に、「特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入」を「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「同法」を「平成29年旧措置法」に、「特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に改め、同第11号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「平成29年旧措置法施行令」という。）」に、「該当する租税特別措置法」を「該当する平成29年旧措置法」に、「同令」を「平成29年旧措置法施行令」に改め、「第39条の117第４項（」の次に「連結法人に係る」を加え、「同法」を「平成29年旧措置法」に改め、同第11号中「、租税特別措置法」を「、平成29年旧措置法」に、「同法」を「平成29年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令第39条の15第１項第１号（本邦法令による